

# ノーマライゼーション社会の実現をめざして

## 富山市障害者計画 富山市障害福祉計画



富山市は、平成18年度に障害者計画および障害福祉計画を策定しました。障害者計画は障害のある人の生活全般に関する計画であり、障害福祉計画は障害福祉サービス等の実施計画といえます。富山市は、この2つの計画を推進することによって、ノーマライゼーション社会の実現をめざします。

平成19年3月

## 基本目標

国際障害者年行動計画には、「ある社会が、その構成員のいくらかの人々を閉め出すような場合、それは、弱くもろい社会である」と述べられています。これは、障害のある人を閉め出すような社会は、障害のない人にとっても住みにくい社会であることを意味しています。

富山市障害者計画は、身体や精神の障害の有無にかかわらず、すべての人が社会の対等な構成員として、人格を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加・参画するとともに、社会の一員としてその責任を分担するのが普通である社会、すなわち、「ノーマライゼーション社会」の実現をめざします。

### ○計画の範囲

障害者基本法に定める「障害者」は、身体に障害のある人、知的障害のある人および精神に障害のある人ですが、この計画においては、上記3障害に加え、生活する上で困難を抱えている発達障害のある人、高次脳機能障害のある人、難病患者等も対象とします。さらに、ノーマライゼーション社会の実現のためにはすべての市民の理解と協力が必要です。したがって、この計画は、全市民を対象とします。

### ○計画の期間

富山市障害者計画は、平成19年度から平成26年度の8年間を計画期間とし、富山市障害福祉計画は、富山市障害者計画と整合性を図りながら、平成18年度を初年度として3年ごとに必要な見直しを行い、策定します。

18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	富山市障害者計画							
第1期富山市障害福祉計画			第2期富山市障害福祉計画			第3期富山市障害福祉計画		

## 計画策定・推進の基本的視点

### 1 市民参加による ノーマライゼーション社会の実現

障害および障害のある人に対する理解を深めることにより、すべての人々の心の壁を取り除き、市民の一人ひとりが障害のある人を取りまく問題を認識し、共に解決に向けて主体的に行動していける社会をめざします。

### 2 在宅生活・地域生活の重視

障害のある人が住みなれた家庭や地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅サービスの充実、日中活動の場の確保、生活の場の確保に努めます。さらに、施設入所者や精神科病院入院者で退所（院）を希望する人の地域生活への移行の支援に努めます。

### 3 障害の特性に応じた支援

障害のある人のニーズを的確に把握し、障害の特性に応じた適切な支援を推進するとともに、障害者施策の対象となっていない生活機能の低下している人に対しても、その生活機能に応じた支援に努めます。

### 4 障害の重複化・重度化および 障害のある人の高齢化への対応

重度の身体障害と知的障害が重複した人、医学的な療養を必要とする障害のある人、強度の行動障害のある人たちが基本的人権をもつ一人の人間として生活ができるよう、その生活の質の向上に努めるとともに、高齢で障害のある人については、介護保険制度等の高齢者施策と連携を図りながら、生活の質の向上をめざします。

### 5 ライフステージに沿った 総合的な施策の推進

障害のある人に関する施策は、保健・医療、福祉、教育、労働、生活環境など広範な分野にまたがっており、障害のある人の一人ひとりのライフステージに対応した総合的な施策の推進と、個人の選択を尊重した制度の確立を図ります。

### 6 すべての人にやさしい街づくり

あらかじめだれもが利用しやすい施設や道具をデザインするユニバーサルデザインの考え方のもとに、障壁のない生活環境の整備を進め、すべての人が地域社会の一員であることを理解し、それぞれが支え合う、やさしさの実感できる街づくりを進めます。

### 7 連携の強化と役割の明確化

国、県、障害保健福祉圏域の市町村、サービス提供事業者、民間団体、市民等がそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に密接な連携を図りながら、一体となって障害者施策を推進します。



# 分野別基本計画

## 1 ノーマライゼーション理念の普及のために

障害と障害のある人についての理解が足りないことによる差別や偏見は、今もって少なくありません。障害のある人が社会参加をしようとするとき、最も大きな障壁となるのは「心の壁」なのです。

この障壁を取り除き、ノーマライゼーション理念を浸透させるため、さまざまな機会を利用して啓発・広報活動を行っていきます。また、学校教育、社会教育において、障害者問題への理解を深める福祉教育を推進します。

「心の壁」の除去が進むことにより、各分野の障害者施策の急速な進展が期待できます。

### 施策

- 啓発・広報（障害者問題の理解促進／福祉教育の推進）
- ボランティア活動（ボランティア意識の醸成／ボランティアの育成）



## 2 生活の質の向上のために

障害のある人が、一人の生活者として、自らの生活を自らの意思で選択・決定し、築いていきたいという考え方は当然のことです。このことを踏まえ、障害のある人が、できる限り主体的に自立生活を送れるようにするための選択肢を広げ、生活の質の向上を実現できるように施策を推進する必要があります。

利用者本位の考え方に立って、個々のライフステージにあわせた保健・医療、生活支援サービスの充実に努め、すべての障害のある人に対して豊かな地域生活の実現に向けた取組みを推進します。

### 施策

- 相談・情報提供（総合的な相談体制の充実／情報提供の充実／コミュニケーション手段の確保／権利の擁護）
- 保健・医療（障害の予防と早期発見・早期治療の推進／健康管理・増進施策の充実／医療サービスの充実／精神保健・医療施策の充実）
- 生活支援サービス（生活の場の確保・充実／在宅サービスの充実／施設サービスの見直し／福祉用具等の利用促進／経済的支援）

### 3 自立と社会参加を促進するために

障害者施策の基本は、障害のある人が、生涯のあらゆる段階において、能力を最大限発揮し、その人らしい自立した生活を送ることができるよう支援すること、および障害の有無にかかわらず、誰もが社会の一員としてあらゆる活動に参加することができる社会を築くことです。

障害のある人一人ひとりが社会の一員として主体性を発揮し、生きがいのある生活を送れるよう、それぞれの障害の状況に応じた学習の機会の確保、雇用機会の拡大と福祉的就労の場の確保、スポーツ・レクリエーションや文化活動への参加機会の増大を図っていきます。

#### 施 策

- 療育・教育（療育・幼児教育の充実／学校教育の充実／社会教育の充実）
- 雇用・就労（一般就労の拡大と支援／福祉的就労の支援）
- スポーツ・レクリエーション、文化（スポーツ・レクリエーションの振興／文化活動への参加促進／公共施設の有効利用）

### 4 バリアフリー化を促進するために

住宅を含む建築物や道路の段差の解消、エレベーターの設置、出入口の自動ドア化などは、すべての人にとって安全で快適かつ便利なものです。各種の施設・設備の整備にあたっては、車いす使用者、目や耳の不自由な人たちのために特別に行うのではなく、利用するすべての人に配慮するというユニバーサルデザインの考え方が必要です。

すべての市民にとってやさしいまちづくりは、ノーマライゼーション理念を具現化するための主要な施策と位置づけ、積極的に取り組みます。

#### 施 策

- すべての人にやさしい街づくり（公共交通機関の整備／みちの整備／建築物の整備／公園、水辺空間等オープンスペースの整備）
- 住環境の整備（民間住宅への助成／市営住宅の改善等）
- 防災・防犯対策（在宅の障害のある人に対する防災対策／障害者施設における防災対策／防犯対策の推進）

### 5 推進基盤の整備

この計画を推進していくためには、特に保健・福祉分野に多くの人材が必要です。こころのこもったサービスを提供できる従事者の確保と養成を図ります。

また、本計画は、保健・医療、福祉、教育、

労働、生活環境など広範な分野や、国、県、障害保健福祉圏域の市町村、関係団体などとの密接な連携のもとに、総合的・計画的な推進を図ります。

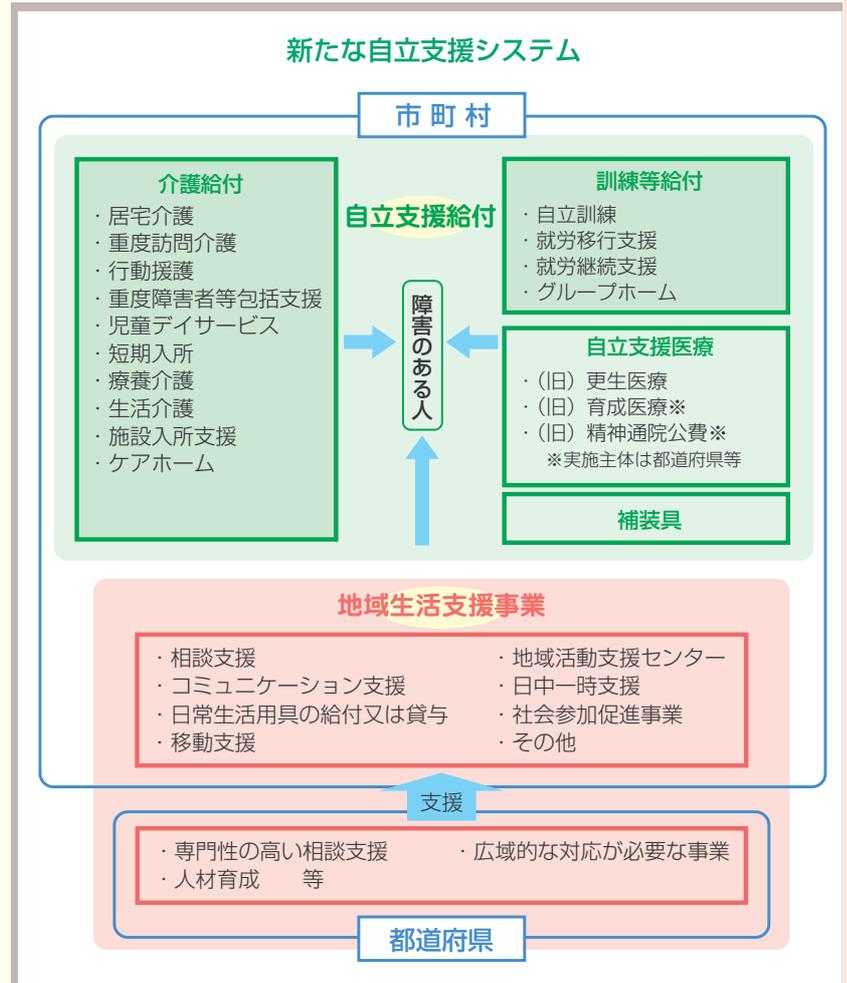
# 障害福祉計画

## ● 新しいサービス体系

障害者自立支援法が制定され、平成18年4月以降、障害のある人の年齢や障害種別を超えて一元的に対応することとされ、サービス提供責任が市町村に一本化されました。

障害者自立支援法によるサービスは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。なお、「自立支援給付」のうち、「介護給付」と「訓練等給付」の14事業を「障害福祉サービス」といいます。

「介護給付」および「訓練等給付」への移行は、平成23年度までに行う必要があります。



## ● 3つの目標

### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ① 平成23年度末までに、平成17年度末施設入所者数533人のうち、153人（28.7%）が地域での生活に移行することを目標とします。
- ② 平成23年度末時点の施設入所者数は、平成17年度末施設入所者533人から128人（24.0%）減少した405人とすることを目標とします。

### 2 入院中の精神に障害のある人の地域生活への移行

社会的入院に該当する精神に障害のある本市民は、134人と県が示しました。この134人については、平成24年度までに地域移行することとし、平成23年度末までには112人が地域移行することを目標とします。

### 3 福祉施設から一般就労への移行

平成17年度に福祉施設から一般就労へ移行した人は7人でした。目標年度である平成23年度には、平成17年度の4倍の28人が福祉施設から一般就労へ移行することを目標とします。

# ◆ 障害福祉サービスの見込量

## (1) 訪問系サービス

単位：利用者数（人）・利用延時間数（時間／月）

サービス名	H18	H19	H20	H23	サービス内容
居宅介護	168	189	213	310	自宅で入浴、排せつ等の介護等を行います
重度訪問介護					重度の肢体不自由等で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ等の介護、移動支援などを総合的に行います
行動援護					自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
重度障害者等包括支援					介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います

## (2) 日中活動系サービス

単位：利用者数（人）

サービス名	H18	H19	H20	H23	サービス内容
生活介護	91	130	142	493	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供を行います
自立訓練（機能訓練）	-	1	2	30	自立した日常生活・社会生活ができるよう、一定期間、身体機能・生活能力の向上のために必要な訓練を行います
自立訓練（生活訓練）	5	51	89	124	
就労移行支援	2	32	39	125	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います
就労継続支援（A型）	1	17	20	45	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識・能力の向上のために必要な訓練を行います
就労継続支援（B型）	67	287	299	457	
旧体系サービス	806	530	513	-	新体系に移行していない上記6サービス利用者数
療養介護	10	11	12	12	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活の世話をを行います
児童デイサービス	134	139	144	159	障害のある児童に、日常生活の基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います
短期入所	35	40	45	60	介護者が病気の場合などに、短期間、施設で入浴、排せつ等の介護等を行います

## (3) 居住系サービス

単位：利用者数（人）

サービス名	H18	H19	H20	H23	サービス内容
グループホーム	60	87	120	212	夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を行います
ケアホーム	33	59	93	212	夜間や休日、共同生活を行う住居で入浴、排せつ、食事の介護等を行います
施設入所支援	-	36	36	405	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
旧体系サービス	537	486	461	-	新体系に移行していない施設入所者数

## (4) サービス利用計画の作成

単位：利用者数（人）

サービス名	H18	H19	H20	H23	サービス内容
利用計画の作成	-	10	10	10	介護サービス利用計画の作成

# ◆ 地域生活支援事業

## 必須事業

### ● 相談支援事業

障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供・助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、障害のある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。また、関連分野の関係者で構成する地域自立支援協議会を設置し、中立・公平な立場で適切な相談支援が実施できる体制の確保を図るとともに、地域の障害福祉に関するネットワークの構築を図ります。

### ● コミュニケーション支援事業

聴覚、言語・音声機能などの障害のために意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者等の派遣を行います。

### ● 日常生活用具給付等事業

重度障害のある人の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付・貸与を行います。

### ● 移動支援事業

外出時の移動に支援が必要な障害のある人に、社会生活上必要な外出および余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

### ● 地域活動支援センター事業

創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を受けることにより、障害のある人の地域における自立生活と社会参加の促進を図ります。

## その他の事業

### ● 訪問入浴サービス事業

実施を検討します。

### ● 日中一時支援事業

障害のある人を介護している家族が、通院等の社会的理由で介護できない場合に、障害のある人を日中に一時預かりする事業を実施します。

### ● そのほかの地域生活支援事業

更生訓練費支給事業／施設入所者就職支度金支給事業／自動車運転免許取得助成事業／自動車改造助成事業／生活支援事業／スポーツ・レクリエーション教室開催等事業／点字・声の広報等発行事業／奉仕員養成研修事業／経過的デイサービス事業

## ノーマライゼーション社会の実現をめざして

富山市障害者計画／富山市障害福祉計画 <概要版>

発行 富山市

編集 福祉保健部 障害福祉課

〒930-8510 富山市新桜町7-38

Tel 076-443-2207 Fax 076-443-2143

 古紙配合率100%再生紙を使用しています。